

笹川課長 内閣府政策評価広報課長の笹川でございます。

先生方、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。ただいまから、第40回内閣府本府政策評価有識者懇談会を開催いたします。

新型コロナのため、オンラインでの開催となっております。万が一、不都合がございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

まず資料の確認でございますけれども、説明資料が2点、参考資料が4点でございます。

それでは、早速議事に入ります。議事の進行につきましては、白石座長、よろしくお願いいたします。

白石座長 皆様、よろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、2つございます。議題1は「令和2年度実施施策に係る政策評価書について」、議題2は「令和3年度を事後評価の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデルについて」の2点です。

それでは、まず、議題に関して事務局より概要の説明をお願いいたします。

岡田補佐 内閣府政策評価広報課の岡田でございます。議題について御説明をさせていただきます。

まず、議題1の令和2年度実施施策に係る政策評価書でございますが、こちらは旧スキームの締めくり評価と言われるものでございます。参考資料2のほうを御覧いただければと思います。こちらは旧スキーム施策を一覧にしたものでございますけれども、このうち、本日御審議いただくのは赤字になっているものでございます。こちらのそれぞれの評価書につきましては、資料1ということで配付をさせていただいております。なお、資料1の表紙のところ、施策名の横に、実績評価・総合評価という注書きがあると思いますけれども、こちらは新スキームのほうでは原則実績評価だけでございますが、旧スキームの下では総合評価方式でも評価を実施するとなっていたものがございまして、実績評価とは少し様式が異なりますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

また、こちらも御参考ですけれども、前回の懇談会でも御質問のございました判定基準につきまして、参考資料1ということで1枚紙をつけさせていただいておりますので適宜御参照いただければと思います。

恐縮ですが、参考資料2のほうにお戻りいただいて、もう一つの議題でございます、議題2のロジックモデルについてでございます。参考資料2の青枠で囲んでいる施策である新スキームの第2グループに該当する施策について、これらの施策のロジックモデルを、資料2ということで配付をさせていただいております。

なお、今回の議題とは直接関係ありませんけれども、参考資料2の中で緑枠で囲んでいるものが新スキームの第1グループ施策でございまして、また、締めくり評価実施年度

が令和2年度となっている施策については、既にこの締めくくり評価が終わった施策ということになります。この欄が空欄になっている施策については、来年度以降に締めくくり評価を行うというものでございますので御紹介をさせていただきます。

私のほうからの御説明は、以上でございます。

白石座長 ありがとうございます。

ということで、令和3年度内閣府本府政策評価実施計画の3番において掲げられている6つの施策を読み上げますと、「地域経済活性化」「交通安全」「青少年インターネット環境整備」「子ども・若者育成支援」「男女共同参画」「科学技術」、これら6つの施策については今年度が新スキームに基づく評価の対象期間の初年度となります。この6施策については、旧スキーム評価書及びロジックモデルを各部局からまとめて御説明をいただいて、それを踏まえて自由闊達に御議論をいただければと思います。6つ部局があるわけなんですけれども、1部局につき説明は8分、質疑応答12分の合計20分をお願いしたいと思います。その後、その他の施策の旧スキーム評価書については事務局から御説明をいただきます。

それでは、順番にということで、まず地域経済活性化ということで地域経済活性化支援機構担当室から御説明をよろしくお願いいいたします。

清水企画官 地域経済活性化支援機構担当室の清水でございます。本日は、よろしくお願ひします。

担当の施策名は「地域経済活性化に関する施策の推進」でございます。本施策でございますけれども、我々が所管しております株式会社地域経済活性化支援機構、通称REVICと申しますが、こちらが実施している事業を通じて達成していくということになっておりますので、ロジックモデルの御紹介の前にREVICの概要を簡単に説明させていただきたいと思っております。

お手元に1枚「地域経済活性化支援機構（REVIC）の概要」というポンチ絵があると思っておりますので、こちらを見ながらお聞きいただければと思います。

REVICでございますけれども、2013年にその前身でございます企業再生支援機構を抜本的に改組・機能拡充して発足いたしました認可法人でございます。金融機関等との連携を通じまして地域の中堅・中小企業に対する事業再生支援や、地域経済の活性化に資する事業活動への支援を行うことを目的といたしまして活動してございます。

資料の下をちょっと御覧いただきたいのですけれども、REVICの機能は主に4つございます。

左から御説明させていただきますけれども、1つ目は有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている地域企業に対する事業再生支援。2つ目でございますけれども、REVICのファンド運営子会社と地域金融機関等が共同で設立・運営するファンドを通じた地域企業に対する出資やハンズオン支援。それから3つ目でございますけれども、経営者の保証付債権を金融機関から買取り・整理することで地域企業の経営者の転廃業を支援する再チ

チャレンジ支援。それから向かって一番右側になりますけれども、REVICから事業再生等のノウハウを持った専門家を、地域の再生現場の担い手である地域金融機関等に派遣いたしまして、その支援能力の向上を図る専門家派遣の4つの事業がございます。

REVICでございますけれども、法律上、支援・出資決定期限や業務完了期限が定められた時限の組織として成立してございますが、今般、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者の支援を行うため、昨年の法改正によりましてこれらの期限がそれぞれ5年間延長されており、法改正後はコロナの影響を受けた事業者等に対して、事業再生支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等の取組みを進めているところでございます。

次に、ロジックモデルについて御説明させていただきたいと思っております。資料2の1ページ目を御覧ください。

一番上に施策の解決すべき問題・課題を記載してございますけれども、地域経済が厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、地域の中堅・中小企業の経営が深刻な影響を受けており、地域企業の再生支援の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが必要な状況にあることが課題であると認識してございます。

続きまして、一番向かって左側の事業の概要にございますけれども、これにつきましては先ほど説明いたしましたREVICの4つの機能として御紹介させていただいた内容を記載しているところでございます。

2番目の活動実績でございますけれども、こちらについては4つの機能を活用して実際に支援を実施することとなりますことから、参考指標についてはそれぞれの支援決定の件数としております。

なお、上から2つ目のファンドを通じた支援につきましては、支援決定の件数に加えてましてファンドの設立件数も参考指標として掲載してございます。

続きまして、その次の中目標（アウトカム）でございます。

一番上の事業再生支援につきましては、地域の中堅・中小企業の事業が再生することとしておりまして、測定指標につきましては支援先事業者の売上高の増加や収益性の向上が図られたといったP/L面での改善、それから資本の増強や負債の減少が図られたといったB/S面での改善に貢献できた割合を測定指標として設定してございます。

2番目のファンドを通じた支援でございますけれども、中目標を2つ設定しております。

まず矢印の上のほうでございますけれども、こちらについては先ほどのものと同じように地域企業の事業再生等に資する資金供給等を行いますので、事業再生支援と同じ中目標と測定指標を設定してございます。

もう一つ、矢印が下のほうに向かっていくところがございますけれども、こちらにつきましては、REVICはファンドの運営子会社を通じまして地域金融機関等と共同でファンドの運営業務を行うことで、REVICが有するノウハウをその地域金融機関等に共有いたしまして、地域の再生現場の担い手の支援能力の向上を図ることとしておりますので、その旨を中目

標としております。

なお、ファンドの共同運営によりまして、その支援能力のノウハウが移転された後には、REVICのGPとしての持ち分は地域金融機関等に譲渡等を行いますので、測定指標についてはREVIC等のGP出資持分の譲渡等を行った割合ということにさせていただきます。

3番目の専門家派遣についてでございますけれども、REVICからノウハウを有する専門家を派遣することによりまして、地域金融機関等の支援能力の向上を図るものですので、中目標はファンドによるノウハウの移転と同様としてございます。

その上で、地域の中堅・中小企業の事業再生をすることでREVICのノウハウが地域金融機関へ移転し、地域における自律的な事業再生支援能力が向上することを通じまして、地域の面的再生・活性化等が促進すると考えられているところでございますので、この上からの矢印と下からの矢印を伸ばしまして、こちらも中目標というふうにさせていただいているところでございます。

最後に、一番下の再チャレンジ支援でございますけれども、事業の継続が困難な事業者の円滑な退出により、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝が促進することを中目標としてございます。

再チャレンジ支援につきましては、事業承継・譲渡型と廃業型の2種類がございますけれども、単純に廃業するよりも、有用な事業の経済資源を何らかの形で引き継いで活用するほうが地域経済の活性化に資するとの観点から、事業承継・譲渡型の事例が今後5年間に於いて前の5年間に比して増加した割合を測定指標としてございます。

もう一つ、再チャレンジ支援については、測定指標として都道府県ベースでの再チャレンジ支援の実績のない空白地域の割合を設定しております。再チャレンジ支援の実績のない地域を減らしていくことで、REVICのノウハウが各都道府県に移転していくことを評価するというようなことにさせていただきます。

なお、本指標につきましては活動実績の分布に関する指標であるため、活動実績における測定指標ということにしております。

これらの中目標が達成されることによりまして、最終的な施策の目標でございます、向かって一番右側になりますけれども、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化が達成されるものと考えております。

ロジックモデルに関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

白石座長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、今の説明について御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思うのですが、画面に向かって恐縮ですが、手を挙げていただけましたら、順番にいきなさいと思います。

では、佐藤主光先生お願いします。

佐藤（主）委員 よろしくお願いいいたします。

御説明ありがとうございました。何点か質問なんですけれども、まず第1は、この間、行政事業レビューの公開プロセスで私は中小企業庁のレビューをやったのですが、中小企業庁さんのほうでも今回のコロナを踏まえて、事業の再編成であるとか、生産性の向上とか、相変わらずものづくり補助金とかですね。こちらは補助金を中心になると思うんですけれども、各種事業を行っていますよね。そちらとのすみ分けというのはどうなっているのか。あるいは、何らかのオーバーラップがあったり、何か協調したりしているのか。

恐らく、この事業だけで事業の再生というのはあり得ないと思うので、ほかの中小企業庁絡みの事業との関係はどうなっているんでしょうかというのが質問その1です。

それから、予算が立っていないんですが、これは今回出資金だから予算は立てないということなんですけれども、出資金はあるわけなので、一体どれぐらいの基金を積んで出資してこの事業をやっているのかなというのがちょっとよく分からなかった。あるいは、これは財投のお金を使っているんですか。予算的にこれはどういう措置になっているのかというのがちょっとよく分からなかったということです。

それから、最後に、今回これは5年をさらに延長していますよね。もともとこれは地方創生の事業で、本来終わるべきものだったわけですよね。それをあえて、例えばコロナならばコロナで新規の事業を立てるということはあってしかるべきだと思うのですが、この事業の建付けを基本的にそのまま継続させているというのは何か理由があるんですかということですか。

とりあえず、以上です。

白石座長 では、事務局のほうから御説明をお願いします。

清水企画官 佐藤先生、御質問ありがとうございます。

1点目の中小企業庁との事業のすみ分けですけれども、コロナの影響を受けた事業者の支援という意味では共通の目的を持っておりまして、オーバーラップする部分もあるのですが、中小企業庁のほうにつきましては割と補助金とか、その辺を中心にやっているのに対して、我々のREVICのほうは金融調整、金融機関のいろいろな債務などの調整を行ったり、それから専門家派遣をしてまさに事業を再生するためにどのようなことが必要かということを手ズオン支援するというのが大きな特徴になっているのではないかと考えております。

それから予算面なんですけれども、資料の2の1ページ目のところの我々のロジックモデルの左側の一番下を見ていただきたいのですが、ここに政府出資30億円、民間出資101億円と出ておりますのと、それからこれを超えるような資金調達を行う必要がある場合も想定しまして、予算としましては政府保証枠を令和3年度予算で2兆円措置していただいているようなところでございます。

それから、3番目のところで、これは延長でやったのはなぜかということかと思うんですけれども、大きく言いまして地域経済が人口減少だとか少子高齢化、それから事業所の縮小等で、過疎地域というんでしょうか、地方のほうですね、この辺の経済というのが縮

小していくという大きな課題というのが変わらないところがある中で、今回、新型コロナという未曾有の危機が加わったことから、これを併せて対応するためにREVICの今までの機能を引き続き活用させていただくということで、去年の法改正で5年間の時限措置の延長ということをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

白石座長 佐藤先生、いかがでしょうか。

佐藤(主)委員 ありがとうございます。

さらによく分からなくなったのは、出資という形で中小企業の経営支援ということであれば、私は金融庁の仕事もしたものですから、あっちもやっているんですね。

ですから、彼らは金融機関を通してということになるんですけども、金融庁は金融庁でまさに地方銀行を使いながら中小企業の経営支援のことはしているわけなので、今度はそちらとのオーバーラップはどうなっているのかということと、さらに気になったのはロジックモデルのインプットのところにあります、政府の出資が30億、民間出資が101億というのはいかにも少ない。多分、ものづくり補助金でも1000億は出していると思うんです。

これは多ければいいというわけではないんですけども、これはかなりターゲットを、いわゆるレバレッジを効かせるというとあれですが、これだけの合わせて130億円の出資金で何かさらなる呼び水効果を図れるというものなのか。そういう事業なのか。あるいは、そうじゃなくてもっとターゲットを絞った形、つまり対象企業の数をごっと絞った形でやる事業なのか。くどいようですけども、中小企業庁は今回、事業再編成絡みでかなり中小企業の対象数を増やして事業を展開しようとしているので、その辺りを考えるとこれはどちらかというともっと事業を絞っているものかと思っていいんですか、ということになるのですが。

清水企画官 二つ目のご質問から説明いたしますけれども、REVICの特徴として事業再生においてハンズオン支援をやる、まさにその一つ一つの地域企業の状況に応じてそれに対応した手を打つということで、例えば社外取締役の派遣などをやったりしているんですけども、割とそういう手間がかかるものでございまして、そういう意味においてはその地域における中核となるような事業者等を念頭に置いて支援を実施しているというのが実情でございます。

それから、金融庁とのデマケのところなのですけれども、おっしゃるとおり事業再生支援やファンドを通じた支援などというのは、まさに地域金融機関などを活用してやったりしているところもあるのですが、やはりエクイティ資金の供給やハンズオン支援のノウハウがまだなかなか地域金融機関には足りないところもあって、その辺のノウハウ移転などという意味もありまして、REVICのほうでもやらせていただいているようなところでございます。

井上補佐 予算のところについて補足させていただきます。

政府出資30億円というのは、一般会計でございます。財投は昔に返しましたので、現在

はございません。民間出資の101億円は、多くのほとんどの民間金融機関から預金保険機構を通じて入れていただいているのと、あとは農林中央金庫さんからも一部いただいております。それから、運営資金は131億円だけなのかというところなんですけれども、REVICは企業再生支援機構を改組しておりますので、企業再生支援機構時代の支援によって利益が出た部分がございます、その利益剰余金というものが残っております。その部分も活用して支援をしております。補足は、以上でございます。

佐藤（主）委員 ありがとうございます。

私ばかりあれなのですが、最後にもう一つ質問です。5年間延長するということに、この定量的指標がありますね。これらをこのまま維持するという形になりますか。それとも、コロナもあるので、例えば事業再編成も見据えてもうちょっと指標を変えるということはあるんですかというのが最後の質問です。

清水企画官 そこは、地域経済の活性化という大きな目的の中で、コロナで影響を受けた事業者支援も含めてやっていくということで、基本的に目指すところは同じところなので、同じ指標でやっていきたいと考えているところでございます。

佐藤（主）委員 ありがとうございます。

白石座長 それでは、ほかに御質問はいかがでしょうか。先生方よろしいですか。

それでは、佐藤徹先生お願いします。

佐藤（徹）委員 高崎経済大学の佐藤です。前回から出席させていただいております。

内容そのものというよりも、むしろそのロジックモデルの組み立て方に関わる質問、あるいは確認ですけれども、具体的に言いますと1ページのロジックモデルの中で一番下にある再チャレンジ支援に関するところなのですが、中目標のアウトカムのところの文言を読みますと、「事業の継続が困難な事業者の円滑な退出により、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝が促進」と書いてあるわけですね。そうすると、その「...事業者の円滑な退出により」というところの部分と、その後段の「経営者の再チャレンジや...」云々の部分が、原因と結果の關係に読み取れなくもない。

そうすると、ほかの施策のところでは中目標のアウトカムを2段階に分けて整理している。第1段階アウトカムと第2段階アウトカムとなっているんですけれども、そういうふうな形に整理することができるのか、できないのか。できるとしたら、そちらのほうがより因果關係がはっきりして分かりやすいのではないかとということなのですが、いかがですか。

清水企画官 御質問ありがとうございます。

この再チャレンジ支援につきましては、円滑な退出のために債務整理を行ったところまではREVICとしてフォローしておりますけれども、その後、再チャレンジした方がどのような新しい事業に乗り出したかとか、そういうところは我々の見ている範疇外になりますので、御指摘はおっしゃるとおりなのですが、そこまでは追えないというのが実情でこのような測定指標にさせていただいているようなところでございます。

白石座長 佐藤徹先生、いかがでしょうか。

佐藤（徹）委員 指標のところというよりは、そのロジックの部分の内容なのですから。

白石座長 では、今日のところはとりあえずということで、重要な御指摘だと思いますので。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、地域経済活性化支援機構担当室からのヒアリングは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

では、次は交通安全ということで、続いて交通安全担当より御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

寺本参事官 よろしくお願いいいたします。内閣府で交通安全対策担当をしております参事官の寺本と申します。

それでは、まず資料の説明をさせていただければと思います。

政策名は「共生社会実現のための施策の推進」、施策名は「交通安全対策の総合的推進」ということで、まず達成すべき目標といたしまして、第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努めるとしているところでございます。

続きまして、施策の概要です。昭和45年に交通安全対策基本法を制定しておりますが、この基本法に基づきまして交通安全基本計画をこれまで策定しております。今回は令和2年度実施施策ということでございますので、平成28年3月に定めました第10次交通安全基本計画に基づきまして各種対策を行うことになっております。この基本計画に基づきまして、国の関係行政機関、地方公共団体においてはその交通の状況、地域の実態に即して交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進することにしております。

特に内閣府におきましては、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、下のところで具体的に書いていますけれども、交通安全思想の普及・啓発を図ることを行っております。

28年度から令和2年度に実施した具体的取組では、まず春と秋の全国交通安全運動推進事業を行っております。例年、春と秋で、春は4月6日～15日、秋は9月21日～30日をこの交通安全運動の実施期間とし、こちらでポスター、チラシなども作成をいたしまして都道府県、関係団体にも配布し、国民の方々に交通安全思想の普及・浸透を図ることをしております。

続きまして、交通安全フォーラムの開催です。学識経験者などの専門家による基調講演ですとかパネルディスカッションを実施いたしまして交通安全意識の向上を図っているものでございます。

続きまして、交通指導員等交通ボランティア支援事業ですけれども、交通指導員をはじめとした交通ボランティアなどの活動・取組を支援するための講習会を開催しています。

地域提案型交通安全支援事業、こちらは地方公共団体の提案を受けまして各地域において必要な交通安全に資する事業を実施しております。

高齢運転者交通安全推進事業は、高齢運転者への指導力向上のための交通安全指導員向けの講習会を開催し、高齢運転者の交通事故防止を図るものです。

調査研究といたしましては道路交通の安全に関する調査研究を行い、交通安全白書の作成、こちらは毎年1回、白書という形で作成をしているものです。

あとは、こちらには記載を特段しておりませんが、第10次交通安全基本計画の計画期間は昨年度で終わっておりますので、昨年度の間に今年度からの5か年といたしまして第11次交通安全基本計画も策定しております。

施策の予算執行額のところは御覧のとおりでございます。

続きまして、測定指標です。こちらでは、4つ指標を設定しています。

まず一番上です。第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標では、事故が発生して24時間以内にお亡くなりになる方を24時間死者数と言っておりますけれども、こちらの目標値が令和2年に2,500人以下、あとは交通事故による死傷者数は50万人以下という目標値を定めていたところですが、これにつきましては、令和2年は2,839人と、残念ながらこの目標値には届かなかったところですが、死傷者数につきましては37万2315人と、こちらは目標を達成しています。

続きまして2番目、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標では、令和2年の目標値を200人と置いておりましたが、193人ということでこちらでも達成はしているところですが。

3番と4番につきましては、アンケートによる調査結果を基にしています。春・秋の全国交通安全運動をはじめとした施策が交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合ということで、目標値を70%と置いておりましたが、令和2年度で41.3%であったということです。

あとは、自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う方の割合ですが、令和2年度の目標値を90%と置いておりましたが、令和2年度の実績としては74.2%であったということです。

続きまして、2枚目です。判断根拠のところは省略をさせていただきますけれども、測定指標の観点からの分析を説明します。

第10次の交通安全基本計画で重点的に対応すべき対象といたしまして、高齢者、子供の安全確保といったものをはじめとして施策を行ってきたところですが、交通事故の発生件数、死者数、負傷者数、こちらはいずれも一応減少傾向ではあったのですが、残念ながら目標値の2,500人以下までは達成できなかったところですが。

課題としては、高齢化が一つの大きな要素になっているのかと考えてはおります。高齢者の人口10万人当たりの死者数は減少してきてはおりますけれども、全年齢層に比べても約2倍ということが見て取れるところでもございます。

あとは、どういう状態でお亡くなりになったのかというところでは状態別の交通事故死者数という言い方をしておりますけれども、特に我が国で多いのは歩行中に亡くなっている方、次に自動車の乗車中に亡くなっている方、それぞれ3割以上と多いという状況です。ここも、まだまだ減少を図るべく対策を行っていく必要があると考えているところです。

続きまして、その下半分の広報啓発事業の関係です。有効性、効率性のところは省略させていただきますけれども、特に課題という面で行きますと、役に立っていると思う人の割合というのが全体では41.3%でしたが、これを年齢層別に見ますと、20代～50代が30%、60代が40%、70代が50%台で、若い方にまだまだ届いていないのかなと思います。また一方で、高齢者の意識が確かに高いというところではございますが、残念ながら交通事故の実態を見ていきますと65歳以上の方が56.2%で、死者の構成率を見ますと高齢者が非常に高いところがございますので、ここも意識を高く持ってもらうのと同時に、それを実績に反映させていくべく対応が必要と考えています。

次期測定指標の考え方というところがございますが、先ほど申し上げましたけれども、昨年度に第11次交通安全基本計画を策定しています。こちらでは、令和7年までに24時間死者数を2,000人以下にすること、あとは重傷者数をターゲットに置きまして、年間の重傷者数を2万2,000人以下にすることで策定をしたところがございます。

広報啓発事業につきましては、測定指標の目標値につきまして、過去5年間の実績の平均値にさらに10%を加算した数値を目標値として設定していきたいというところがございます。

資料につきましては簡単ではございますが、以上でございますが、次も御説明したほうがよろしいでしょうか。

笹川課長 続けて、ロジックモデルもお願いします。

寺本参事官 ロジックモデルのページでございます。

事業の概要では全国交通安全推進事業、交通安全フォーラムの開催、地域提案型交通安全支援事業、交通ボランティア支援事業、高齢者運転者の交通安全推進事業と置いておりますが、これの活動実績をその次の欄に記載しています。ポスター・チラシの作成と書いておりますけれども、いかに多くの人々に知っていただくかというところで取り上げています。

こちらの参考指標としては、実施の回数、参加団体数です。

フォーラムにつきましては説明のとおりですけれども、いかに多くの方々に知っていただくかということです。

地域提案型交通安全支援事業は地域の実態に合わせたところで開催するもので、ボランティアのところも、より多くの方々に参加をし、それをより広げていただくようなこと、高齢運転者交通安全推進事業も同様でございます。

これらを踏まえて、中目標としてアウトカムでは、交通安全運動期間中の交通事故の発生をできる限り抑止し、あとは交通安全に対する国民意識の向上により、交通事故を起こ

さない、交通事故に遭わない行動への変容が起こることを期待しているところです。

さらにその上では、施策の目標として、これも第8次の交通安全基本計画から記載をしておりますけれども、交通事故のない社会を目指すという高い目標を掲げつつ、測定指標として第11次交通安全基本計画では説明いたしましたけれども、24時間の死者数、重傷者数を測定指標に置いています。

以上でございます。

笹川課長 他省庁分も含めた全体像も説明していただけますか。

寺本参事官 失礼いたしました。

次のページで他省庁の部分、交通事故を発生させないためには当然ではございますけれども、私どもの施策だけでは到底対応できるものではございません。警察庁、文科省による交通安全思想の普及徹底では、幼児から高齢者に至るまで段階的、体系的な交通安全教育を推進しています。あとは国交省、警察庁による道路交通環境の整備ということで、人優先の歩行空間の整備ですとか、国交省、経産省の関係では車両の安全性の確保ということで先進安全自動車の開発・普及、技術的な部分で車両本体の安全性を高めるということ。あとは警察庁、法務省では道路交通秩序の維持ということで、指導取締りですとか、事故事件に関わる適正かつ緻密な捜査の推進などを掲げているところです。これらを合わせまして、交通事故の発生抑止にもつなげていこうということで、交通事故のない社会を目指すことを書かせていただいているところでございます。以上でございます。

白石座長 御説明ありがとうございました。

早速、佐藤主光先生からお手が挙がっています。よろしくお願いします。

佐藤(主)委員 ありがとうございます。

最後のほうでちょっと御説明がありましたけれども、交通安全関係でも内閣府さんの立ち位置がいまひとつよく分からないのは、例えば事故であれば一義的には警察庁の扱いになりますし、この間も学校の通学路で痛ましい事故がありましたけれども、ああいう道路の整備に関して言うと国交省ですし、車両関係であれば経産省ですし、警察庁も絡みますね。

この辺りは何と言うと変ですけれども、内閣府というのはこれらの省庁を束ねる司令塔的な役割を果たしているのか、あるいは隙間産業といいますか、ほかの省庁がやっていない仕事をしているという立ち位置なのか。この辺りの位置づけがよく分からなかったということと、それに関わりますけれども、定量的な目標の中で事故による死亡者の数がありましたが、これはやはりほかのいろいろなファクターに依存するわけで、別に交通安全運動をやったから何とかなっているわけではないですよ。

ですから、成果指標としてこれを測るにはちょっと遠いかなとは思ったのですが、測定指標としては死傷者数などはちょっと距離があり過ぎるのかなと思う一方、3番とか4番のほうに意識の向上に役に立っていると思う人の割合とか、安全運動が国民の意識向上に役に立っていると思っている人の割合とか、自分は事故を起こさないとと思っている人

の割合というのが目標に対して実績値があまりにも低い。だから、達成状況は「 」ではなくて「 × 」だろうと思うんです。しかも、全然伸びていないし、これは絶対これからも達成は無理ですよ。ですから、そもそも測定指標でいいのかという問題もあるんですけども、一義的に内閣府さんのやっている事業の評価というのはどうなんでしょうか。内閣府さんの立ち位置によって評価の仕方は変わると思うんですけども、ちょっとこれはどうなのか。

それから、細かいけれども気になったのが、予算の執行率が妙に低いなと思ったのですが、去年はコロナもあったので仕方ないという言い訳は成り立つかもしれませんが、それにしてもそれ以前から立てている予算に対して執行額が少ないのですけれども、そもそもこれは事業として回っているのかというか、ニーズがあるのかということから入ると思うんですけども、いかがでしょうか。

あともう一つ、ロジックモデルの活動実績や中目標に数値目標が入っていないんですけども、これは入れるということではよろしいですね。活動実績や中目標のところは数字を、測定指標をほかのところは入れていますので、入れないとおかしいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうかというのが最後の質問です。

白石座長 では、リプライを事務局からお願いします。

寺本参事官 まず活動実績の書き方のところにつきましては、入れられるところは記載をしていきたいと思えます。事務局とも調整させていただければと思えます。

あとは、最初のお話にもつながりますけれども、内閣府のまず立ち位置はそもそもどうなのかという御指摘だったかと思えます。内閣府では、交通安全対策基本法自体を内閣府として所管をしているところございまして、この法律に基づきまして交通安全基本計画、これは各省庁、先ほど申し上げましたけれども、国交省、警察庁、経産省といろいろな関係省庁がございまして、これらがこの後、この5年間ごとにどういう政策を行っていくのかというところの全体的な取りまとめを私ども内閣府で担当しております。、場合によっては今回千葉県で事故がございましたけれども、今、総理指示を受けているところございまして。そういった場合におきましては、私どもがまさに取りまとめ部局として対応していくということになっております。

それともう一つ、取りまとめという部分と交通安全思想の普及啓発活動という部分を内閣府としても担当しています。その関係で、交通安全運動ですとか、交通安全フォーラムですとか、ボランティアの支援事業を開催させていただいているところございまして。

事業の執行の話がございました。昨年度の場合では、地域提案型交通安全支援事業というのは、どうしても人が集まって開催するというのを当初想定していた事業でございましたので、こちらは残念ながらコロナの関係で開催することができなかったというところなんです。

佐藤（主）委員 ありがとうございます。

執行について、私はコロナ前から低いだらうと言っているんです。ただでさえ執行額は

下回っていますので、これはどうなっているのか。きっとコロナだけが全ての理由ではないですよ。それが1つです。

それから、今回これは評価の視点なんですけれども、ロジックモデルにも関わりますが、これは基本計画を評価するという理解でいいのですか。事業を評価するとか、個別の事業を評価すると言われたら、何かボランティアの支援事業だとか、フォーラムの開催とか、言葉は悪いけれども、少し些末ですよ。基本計画というのはあくまでも基本計画なので、そうだとすればやはり警察庁や国交省とかの絡みも出てきますので、これは評価の視点というのはどこまでカバーするのか。

くどいようですよけれども、これは内閣府さんがやられている事業だけを評価しろと言われたら極めて細かいことになりまして、正直言うと交通安全全体に対するインパクトは多分あまり大きくないと思うので、変な質問ですよけれども、これはどういうスコープで評価するのか。

基本計画とか基本法というのは最近やたらとたくさんあるので、果たしてこの基本計画自体、意味があるのかということも含めての評価なのか、あるいはそれは是として、要するに内閣府のやっている事業に対する評価なのか。この辺りは見方によっていろいろ議論が変わるような気がしたんですよ。

寺本参事官 すみません。基本計画自体の評価なのかということをおっしゃると、政策評価のターゲット自体、我々としてもどういうふうにお答えすればいいかというのは非常に悩みどころではあったのですけれども、ちょっと答えようがないのですが。

笹川課長 政評課でございますけれども、大変難しい質問を投げかけていただいているのですが、私ども、基本計画とか他省庁を束ねる役割としての内閣府の政策評価をどうすべきなのかというのは、1年以上前から問題意識を持っているんですけれども、束ねた形としての内閣府の役割をどう評価するかはまだ明確な結論が得られていないので、現時点でこうだという回答はできないのですが、引き続き宿題として持ち帰らせていただきたいと思います。

佐藤(主)委員 分かりました。ありがとうございます。

やはり束ねるということであれば司令塔としての役割を果たしているかどうかは問われると思いますので、そこは重要なポイントかと思いました。

以上です。

白石座長 ありがとうございます。

では、次は南島先生からお手が挙がっていますのでよろしくお願いします。

南島委員 南島でございます。

ありがとうございます。今、佐藤先生からコメントをいただいた部分で、「多分悩まれているだろうな」と思っていましたら、「やはり悩まれている」という御回答であったかと思えます。そこについて私のコメントを申し上げたいと思えます。

まず、基本法、基本計画を内閣府側ではおまとめいただいている。それで、この中には

他府省のいろんな取組も入っている。したがって、これ自体を評価することは内閣府としては適当ではないということになるかと思えます。その中の事業の一部、特に普及啓発とか、研修とか、そういうことをされているというお話ですので、基本法、基本計画の一部を内閣府では事業として実施しているという建付けになる。「その部分は評価できる」という形になっているかと思うんです。

だから、基本計画全体を見せる場合には、「ロジックモデルを全体で書く」場合には、そのごく一部の「ここを内閣府がやっていますよ」という整理をしないと説明ができなくなると思えます。

他方で、「普及啓発のロジックモデル」を書いてしまうと、基本法、基本計画が見えなくなってくると思えます。だから、その整理をどちら側で見せていくのか。内閣府の事業の説明をするのか、政府全体の取組の中で、そのうちごく一部を内閣府がやっているけれども、全体の説明をしながら内閣府の事業の説明をするのか、どちらにするかというのを整理する必要があるのだろうと思えます。

これは交通安全だけではなくて、他の大綱とか基本計画をお持ちの事業に共通するお話ですので、「内閣府全体としてどう整理するか」ということを議論しておかないと、多分担当部局に評価表やロジックモデルをつくっていただく際にも、どうするんだろうという話になると思えます。まさに「交通整理」の問題かと思えます。コメントでございます。

以上です。

白石座長 ありがとうございます。

次に、藤田先生よろしく申し上げます。

藤田委員 藤田です。大学の授業の関係で、遅れて入りまして大変失礼いたしました。

令和2年度の政策評価書に関してなんですけれども、もし御説明いただいたところでしたら大変申し訳ないのですが、質問事項は、こちらの測定指標の定量的指標が4つ挙がっていますけれども、1、2の基準値がそれぞれ平成27年、28年であったのですが、3、4のほうは両方とも平成30年度が基準値になっておりまして、これは30年度に基準値を設定したのは一番数値が低かったからなのかなとちょっと思ってしまったのですが、何か理由がありましたら御説明いただきたいと思えます。

併せてもう一点、これはコメントなんですけれども、政策評価書のほうに課題として若い世代に対する交通安全啓発活動に課題があるということを指摘されております。これを受けてなのなんですけれども、こちらのロジックモデルの参考指標とするものの中に、若い世代に対する啓発活動になっているかどうか。それを調査する指標が入っていないように思われますので、やはり若い世代に対する働きかけが課題であるということが分かっておりますので、何か若い世代への働きかけを示せるような、その効果が分かるような指標を入れるべきなのではないかと思いました。

白石座長 それでは、事務局からリプライをお願いします。

寺本参事官 まず1枚目の定量的指標の基準値のところは、すみませんが、これは多分

平成27年の記載ミスではないかと思えます。事務局とも相談させていただきます。

あとは、若い方への指標をどういうふうに設定するかというのは、持ち帰らせていただければと思えます。よろしいでしょうか。

白石座長 ありがとうございます。

今回は、ロジックモデルは特にコメントをいただいて、また8月でしょうか、次回にその修正版をお示しいただくというスケジュールになっておりますので、そういうことでコメントを皆様からいただきましたが、この件に関してはほかに御質問よろしいでしょうか。もしお気づきの点がありましたら、追って事務局のほうにメール等でお知らせいただければと思えます。

それでは、以上をもちまして交通安全担当からのヒアリングを終了としたいと思います。ありがとうございました。

続いて、青少年環境整備担当よりということでもよろしくお願いいいたします。

小山参事官 参事官の小山と申します。よろしくお願ひします。

インターネット環境整備基本計画の関係でございます。ロジックモデルを中心に御説明したいと思います。ロジックモデルの3ページになります。

まず解決すべき問題・課題ということが一番上にございますけれども、ネット利用は今、不可欠なものではありますが、青少年のネット利用に係るトラブル、犯罪被害が社会問題化しているというような現状があるということ踏まえまして、施策目標でもありますけれども、青少年が安全・安心にネットを使えるような環境整備をするということが目的、政策目標でございます。

この関係で、総合評価書の8ページを御覧いただければと思えます。5番の施策の概要でございますが、ここの1行目でございますとおり、まさに「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」というものが制定されてございます。また、その法律に基づいて基本計画が策定されるということで、今回この政策目標の該当になるわけです。

では、施策の目的は何かということではありますが、それは6番でございますが、この法律、基本計画に基づきまして、2行目でございますが、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、次の行にまたがりまして、青少年有害情報のフィルタリングというものの性能向上及び利用の普及、こうした2つを主に施策を推進しまして、青少年の安全・安心なネット環境の整備を図ることが法律及び基本計画の目的である、施策の目的である、ということでございます。

ロジックモデルのほうにお戻りいただきまして、事業の概要から申し上げていきますと、今、交通でもちょっとお話がありましたが、基本的には内閣府の定める基本計画でありますので、全体の法律を所管しておりますのが内閣府、そして基本計画を取りまとめるのが内閣府、そのうち内閣府の主の役割というのが、総論的に申し上げますと、教育及び啓発であるということでございます。

事業の概要でございます。左の上のほうから申し上げまして、教育及び啓発活動として「春のあんしんネット・新学期一斉行動」というものがございます。要は、インターネットの安全利用について、これは右側の活動実績にも関係しますけれども、関係府省庁、地方自治体、関係団体等が連携しまして、春の時期に一斉に広報・啓発活動をやるといったような活動をします。これは、内閣府のほうで取りまとめて連携してやるという事業でございます。

その下ですが、これも教育及び啓発活動の一環、あるいはフィルタリングの利用普及の一環でございますけれども、普及啓発リーフレットというものを内閣府で作成してございます。これも関係省庁と連名と申しますか、内閣府が主に作成して関係省庁連名で作成してございますが、活動実績のほうでありますけれども、これは作成後に県でありますとか指定都市等のほうに配布し、または内閣府のホームページに掲載するというものをしてございます。

その下、また啓発の関係でございますが、実態調査というものをしております。これは基本計画を策定する上での基本的なデータ、基礎的なデータを収集するというものを目的としてございまして、青少年のネットの利用率ですとか、時間、こういった内容で使っているか、保護者がどういう取組をされているか等々の実態調査を行っております。

一番下が地方におけるフォーラムということで、地方の取組を、中央だけでやるのではなくて、やはり地方に根差した活動と申しますか、地方におけるフォーラムを開催しまして、地方の行政機関あるいは関係事業者、関係団体と連携しましてフォーラムを開催してございます。

加えて、次のページにあります全体図を御覧いただきますと、今、申し上げた下のほうに「（総務省等）事業者による義務の実施の徹底等」とございます。先ほど申し上げた法律、インターネット環境整備法で事業者側に各種義務が設けられておまして、青少年等が新しくスマホを買われたり契約更新されたりする際に、使う人が誰なのか、青少年かどうかというのを確認する義務で、最終的には保護者の方が要望すればフィルタリングを有効化する措置の義務といったことがこの法律に書かれてございます。

事業者のほうでフィルタリングをより多く使っていただけるように性能向上を図っていくこととともに、こうした法律に定めた義務の徹底によって利用の普及を図っていくということがございます。これは、先ほど申し上げたような法律の目的にも資するところであります。

ロジックモデルに戻っていただきまして、この中目標のほうで今、申し上げた事業、あるいは活動実績を踏まえて、これはいずれも青少年、保護者のインターネット・リテラシーの向上につながるというふうに考えてございます。また、総務省等の事業と申しますか、施策によりまして、フィルタリングの利用普及等も図ることによって、最終的に施策目標でございます青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図っていくということがこの基本計画の目的と申しますか、施策目標でございます。

説明は簡単でございますが、よろしいでしょうか。以上です。

白石座長　ということで、御質問のある方は挙手ボタンを押していただければ順番におつなぎしますが、いかがでしょうか。

それでは、佐藤徹先生お願いいたします。

佐藤（徹）委員　高崎経済大の佐藤です。

ロジックモデルの妥当性を評価する際の視点として確認しておきたいことがございます。実は、先ほどの交通安全のところでも質問しようと思ったのですが、何かといいますと、例えば青少年の場合ですと中目標のアウトカムというのは1つというか、大きいところで言うと「青少年及び保護者のインターネット・リテラシーの向上」というのがあるわけなのです。それで、アウトカムというのは1つで表現できる場合もありますけれども、多段階といいいますか、何段階かの短期、中期、長期とか、あるいは直接、中間、最終というようなアウトカムの組み立て方をしたほうがロジックとしてはストーリー展開がうまく表現できることも多いのかなと思います。

そういう観点で見たときに、今これは「青少年及び保護者のインターネット・リテラシーの向上」ということは国民全体で見た場合のお話であるのだろうと思います。国民全体のレベルの話です。

ただ、一方で個々の事業があって、リーフレットの作成・公開であるとか、フォーラムの開催というのがあるのだけれども、それらはどちらかというと少数特定のターゲットがいて、例えばリーフレットを見た人がいるとか、あるいはフォーラムに参加した人がいるというようにターゲットが明確である。その参加した人、あるいは見た人の意識変容であるとか、行動変容が起きたというのが当該事業の直接的なアウトカム、その前に参加するとか、リーフレットを見るというのがある、それを見た人、あるいは参加した人の意識、あるいは行動の変容が起こった、その次のロジックとしてここに書いてある中目標のアウトカムというふうにつながっていくのではないかと思います。

ただ、私も前回からこの懇談会に出席させていただいているものですから、そもそもこのロジックモデルのつくり方というのは、そういうところは捨象していいよということになっているのかどうかということも確認したいと思います。

また、私がそういう観点で見た場合、例えば参加者数というような指標が参考指標でアウトプットの欄に書いてありますけれども、これは評価実務で見た場合もどちらかというとアウトカムで捉えるほうが通例ではないのかなと私は考えるのですが、事務局の方にお伺いしたほうがよいのかも分かりません。御担当者ではないほうがいいのかも分かりませんが、以上の点は確認でございます。

白石座長　では、リプライをお願いします。

笹川課長　政評課でございますけれども、先生の御指摘は、アウトプットとアウトカムの間にもう少し段階があるのではないかということと思うのですが、昨年第1グループのときには、中目標の部分、アウトカムの部分を2段階に分けていたのですが、内

閣府内部で議論をしている際に、あまり多段階にすると逆に複雑になってしまって、シンプルなほうが議論しやすいという話もございまして、今回アウトカムを1つにしたということでございます。

これによりまして、若干見えにくくなった部分はあると思うんですけども、私どもとしては、シンプルなほうが議論しやすいということで、このようになったと御認識いただければと思います。

以上です。

佐藤（徹）委員 分かりました。ありがとうございます。

白石座長 では、藤田先生、伊藤先生、佐藤主光先生の順番でいきたいと思います。

それでは、藤田先生からお願いいたします。

藤田委員 ありがとうございます。

第1点目の質問はもしかしたら単なる簡単なミスかもしれないのですが、中目標のアウトカムのところだけ測定指標となっておりまして、あとの指標のところは参考指標となっているのですが、これは参考指標と測定指標というのをきちんと合わせているのか、ただ単にミスなのかというのを確認させていただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は中目標と施策目標のところの指標なんですけれども、フィルタリングの認知率と利用率ということで、これは中目標段階で知っているけれどもその施策目標としては利用していないという、知っていることと利用することのギャップというか、それが中目標と施策目標の指標の違いになっているかと思うんですけども、そこを分ける必要があるのか、疑問に思っておりまして、どのようなお考えなのかをお伺いしたいというのが2点目です。

あとは同じところなんですけれども、中目標と施策目標の指標をフィルタリングの認知率ないし利用率のみとするのではなく、例えばトラブル件数であるとか、何かほかの指標を検討されたほうがもう少し多角的に見ることができるのではないかと思います。その点に関してはいかがでしょうか。

以上、3点お願いいたします。

白石座長 お願いします。

小山参事官 1点目と2点目は関連するような質問かと思しますので、ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、まとめて申し上げたいと思います。

中目標が測定指標、施策目標・インパクトのほうが参考指標となっておりますが、まず活動実績のほうを参考指標としてございますが、これは基本的に横並びということで考えてございます。ほかの施策との横並びで参考指標という位置づけにしてございます。それで、中目標のほうは測定指標としてございますが、これはまさに内閣府のほうで広報・啓発活動というものを主な事業といいますか、施策にしてございますので、それを測る指標として認知率というのは適当というか、それは測定指標が自然といいますか、適当なのではないかと考えてございます。他方、利用率なんですけれども、ここは意図的に参考指標

としたものでございます。なぜかと申し上げますと、フィルタリングの利用というのは実は表現の自由ですとか、あるいは知る権利、これと裏腹の関係にあるものでございまして、法律上、フィルタリングを義務づけるという建付けには、事業者のほうに依頼があれば有効化しなさいという義務はあるのですけれども、あくまでも保護者の方の御判断でここは決めていただくという法律上の建付けもあるということございまして、そこは測定指標でなく参考指標としたというところがございまして、またはフィルタリングというのは高ければ高いほどいいというものでも実はないというところがございまして、

といいますのは、子供がインターネット・リテラシーを高めていけば、そして自律してネットを使えるようになるということであれば、フィルタリングというのは必要ないというような考え方にもなる。

さらに申し上げますと、全体図で御覧いただきましたとおり、この利用率というのはスマホの代理販売店の活動といいますか、取組にかなり左右されるところであります。ここは総務省さんのところになるかと思うのですけれども、スマホ販売事業者を内閣府は所管していないということもありまして、ここを測定指標とするのはちょっとどうかと考えまして、基本的には中目標で認知率というのは測定指標とし、施策目標、利用率のほうは参考指標とすることで、今回のロジックモデルには記載させていただいたということございまして、

それが1点目、2点目の御質問でよろしいでしょうか。

3点目のフィルタリングでなくトラブル件数など、他の指標は活用できないのかという御質問でございます。その点も考えたのですけれども、トラブルについては他の事情によるところが大きいといいますか、我々は啓発活動をすれば、では必ずトラブルがなくなるのかというわけでもないといいますか、警察の取締りですとか、そうした事情にも大きく左右されるのかなというところがございまして、基本的に広報・啓発を主とする我々内閣府の指標としてはこのフィルタリングの認知率というところの設定が適当なのではないかと考えた次第でございます。

以上です。

白石座長 それでは、時間の関係もあるので、次に伊藤先生お願いします。

伊藤委員 ありがとうございます。もう既にお答えいただいているところもございまして、コメントだけとさせていただければと思います。

私も今、佐藤先生、あるいは藤田先生から御質問があったと思うんですけれども、普及啓発が中心ということでインプットの活動量自体が非常に小さい中で、最終的なアウトカムは比較的認知率というかなり大きな対象を前提とした数値を掲げているということで、その間をつなぐロジックがやや細いといいますか、ちょっと見えづらいということをお印象として持ちました。

これは、こうやってしまうと身も蓋もないかもしれませんが、恐らくそもそもこういうインターネットの環境整備法というものがあって、内閣府がこういう普及啓発活

動をしているということ自体の認知度というのが国民の中でそれほどもしかしたら高くないかもしれないということの中で、厳密に言えば例えばフィルタリングの認知率を測定する中でこの内閣府の施策、普及啓発をどれだけ知っていますかというところの数字が上昇していれば、その改善につながっているというようなところが見えてくるのですけれども、もちろん技術的に非常に難しいと思いますので、もう少し因果関係と申しますか、ロジックのつながりを強化するような枠組みというものを少し考えたほうがいいのかというふうな印象を持ちました。

以上です。

白石座長 それでは、コメントでしたので、最後に佐藤主光先生お願いいたします。

佐藤（主）委員 ありがとうございます。

では、手短かに大きいコメントを1つ、ほかのところにも言えるのですが、この基本計画、基本法についてはやはり実効性が問われるような気がするんですね。つまり、法律ではこう書いています。計画ではこうしています。でも、実際に本当はどうなっているのか。

最後は、要するに子供たち、青少年が犯罪に巻き込まれないようにするということが大事なので、果たしてそれにつながっているものかどうかということについてはロジックだけではなくてエビデンスをちゃんと追究していくということがあっていいのかなというのが大きい話です。

それから、ロジックモデルに関わるんですけれども、この種の話というのは自治体によって色々な取組があると思うんです。最近のはやりですと、こういう啓発活動だとナッジみたいな、表現の仕方によって人の関心をこちらに向けたりするというやり方もあるので、先進的な取組があればそういうものというのはどんどん横展開していくべきものもあると思うんですけれども、その辺の織り込みというのはあっていいのではないかと思いました。そういった取組を織り込んでいくということがあっていいのかなと思いました。とりあえずコメントです。

以上です。

白石座長 ということでした。

それでは、時間の関係もありますので、以上で青少年環境整備担当からのヒアリングは終了としたいと思います。どうもありがとうございました。

続いて、青少年企画担当より子供・若者政策ということで御説明をお願いしたいと思います。

御厩参事官 青少年企画担当参事官の御厩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、総合評価書のほうからお願いいたします。12ページをお願いいたします。私どもでは、子供・若者への支援を大綱に基づいて推進しております。前回の評価対象期間は、第2期の大綱実施期間に当たります。評価に当たっては有識者会議を設置しまして、その中には20代の若者3名にも加わっていただいて、第2期の評価と第3期の大綱の在り

方について御検討いただきました。

第2期の評価は、一言で申し上げますと、分野を超えた連携協働が進むなどの成果は見られた一方で、コロナ禍の影響などで子供・若者を取り巻く課題は一層深刻化し、取組の一層の充実強化が必要である、といった評価でございます。これを受けまして、今年の4月6日に政府として新たに第3期の大綱を策定したところでございます。

以上が、総合評価の概要でございます。

続きまして、ロジックモデルにまいります。ロジックモデルの4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

解決すべき問題、課題として掲げてありますこと、それに対応する施策目標ということで、「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会の実現」ということを施策目標（インパクト）に書いております。これは、第3期の大綱のサブタイトルでございます。そして、そのような社会を実現するために、第3期の大綱では基本的な方向性として5つの柱を立てております。それが中目標に掲げております四角の箱の5つでございます。

最初に第2段階のほうから申し上げますと、全ての子供・若者の健やかな育成ということで、人生100年時代を子供・若者が健やかに生き抜くことができる基礎、基本を形成していくこと。次に、個別に個々の困難を抱える子供・若者やその家族を支援していくこと。そして、逆にどんどん伸びていこうとする、いわゆる出る杭と言われるような子供・若者を応援していこうということが3つ目でございます。そして、この3つを支える条件、基盤として2つ掲げておりますけれども、子供・若者の成長のための社会環境を整備していく。そして、子供・若者を支える担い手を養成して持続的な活動ができるように支援をしていくということ。

先ほど、アウトカムを1段階とするか、2段階とするかといったお話がありましたけれども、私どもの大綱では有識者会議の議論を踏まえて5つの柱を設け、そしてそれらを2つに分けまして、間接的な条件整備、環境整備の2つの部分とのところと、直接子供・若者や家族に働きかける3つの部分とに分けて段階的に整理をしております。

そして、これらのアウトカム、インパクトに導くためのアクティビティとして4つ挙げしております。

最初のアクティビティは体制整備ということで、内閣府の立ち位置としては教育ですとか、福祉ですとか、雇用ですとか、こういった分野をまたがるところの支援体制、相談体制を整備していくということで、地方公共団体におけるそういった体制の整備を、これは補助金とか交付金とかの財政的な支援ではなくて、アドバイザーの派遣ですとか、ノウハウの提供ですとか、技術的な支援ということで支援をさせていただいております。

次に広報啓発ということで、毎年11月を強調月間として定めまして、自治体も含めてキャンペーンを実施したり、あるいは調査研究ということでエビデンスを整備しまして、それに基づく啓発資料を作成、公開したり、あるいはNPOの関係者等々も含めて功績の

あった方々の表彰等を実施しております。

次が研修ということでございますけれども、子供・若者育成支援について各地域で中核になる方、先導的な役割を果たしていただく方を対象として、分野横断的な知識や支援技法を身につける研修を実施しております。

最後に4点目は、子供・若者自身もこの活動に巻き込んでいこうと、単に子供・若者は支援されるだけの存在ではなくて、先輩が後輩を支援する、友達を支援するといった、お互いにお互いを支えるような、そういう参画支援ということで子供・若者自身を巻き込みながら進めていく。例えば、モニターとして希望する子供・若者を登録しまして政策課題についての意見を募ったり、あるいは直接それを担当する府省の職員と意見交換を実施したりしております。そういったことを通じて、子供・若者の成長を支える担い手として子供・若者自身も育ってほしいですし、創造的な未来を切り開く子供・若者の応援、意識が高い子供・若者の応援にもつなげていきたいということでございます。以上のような形で、ロジックモデルを整理しております。

最後に、全体図のほうを御覧いただきたいと思います。全体図のほうで白抜きしてありますが、他の内閣府の部局ですとか、省庁の関係施策を挙げております。

まず、子供・若者の成長のための環境整備のところではいいますと、内閣府の子育て支援ですとか、先ほどのインターネット環境整備のようなところも子供・若者を取り巻く環境への対応ということに含まれております。次に、全ての子供・若者の基礎・基本といいますか、健やかな育成のところにつながります施策としては、文部科学省さんの学力の向上、体力の向上などの取組を挙げております。そして、困難を有する子供・若者、家族の支援のところでは、厚生労働省さん等が実施しております自殺対策、虐待対策、貧困対策などを挙げております。そして、担い手の養成・支援のところでは文部科学省さんが実施をされているスクールカウンセラーの配置、資質向上等の取組を挙げております。最後の創造的な未来を切り開く子供・若者の応援のところでは、持続可能な開発のための教育ですとか、いわゆるSTEAM教育ですとか、国際交流ですとか、そういった取組を挙げております。

私どもでは、そういった取組を総合的に推進していくという立ち位置に立っております。御説明は、以上でございます。

白石座長 ありがとうございます。

それでは、御質問をお願いしますが、伊藤先生から手が挙がっていますか。

伊藤委員 すみません。私は今、手を挙げていません。

白石座長 では、佐藤先生、南島先生の順番でいきたいと思います。

佐藤主光先生、お願いします。

佐藤(主)委員 ありがとうございます。

これまでの質問の繰り返しに近いところもあるのですが、こういう政策というのはほかの政策とも関わりますよね。例えば、まさにここに厚労省の話が出ていますけれど

も、厚労省の自殺対策なども最近では内閣官房のほうでも孤独・孤立対策をやっているじゃないですか。この辺とのリンクというのはどうなっているのかなというのと。これは母子家庭対策でもよく問題になるのですけれども、情報の共有がいろんな役所の間とか、自治体と国の間とかでできていないと、やはり本来助けるべき人が助けられない。要するに、情報をどうやって共有できるかという問題がありますね。

一応孤独になりがちな若者に対して手を差し伸べるといふか、そういう対策も入っていると思うのですけれども、内閣府さんの場合はこういうものはどちらかというところまで啓発であって、実際に現場で例えば孤独になりそうな若者であれ、その親であれ、こういったところに対してどういう形で手を差し伸べるといふか、そういう情報をどうやって取得するかとか、そういった話まではいかないのか、あるいはそれはまた違う部署でやっているというデマケみたいなものができるのか。その辺はどうなのか。

最後に素朴な質問になってしまうのですが、子供・若者の参加促進で、ウェブを通じた子供・若者からの意見募集とあって500万円ほど計上しているらしいのですが、こういうのは何件くらい意見がくるものなんですか。どれくらい認知度があるのかなと思ったものですから。

とりあえず、以上です。

御厩参事官 ありがとうございます。

佐藤主光先生からの御質問でございますけれども、まず自殺ですとか孤独・孤立対策ですとか、あるいは母子家庭、ひとり親家庭の対策ですとか、こういったものは子供・若者育成支援推進大綱の中に全部書いております。関係省庁の施策として書いておりますし、私どものほうでも後ほど併せて回答したいと思いますけれども、往々にして課題を抱える子供・若者というのはいろんな課題を複合的に、分野をまたいで抱えております。教育ですとか、福祉ですとか、雇用ですとか、いろんなところでまたがって複合化する課題を抱えておりますので、そういった子供・若者に対応するための体制整備ですとか、それに関わる担い手の研修ですとか、そういうことについては、私どもの部局のほうでも先ほど御説明しましたアクティビティの中で担当している部分がございます。もちろん私どもだけではなくて、福祉ならば福祉、教育ならば教育のところに関係する施策がございます。

そして、そういう複合的な課題を抱えているということなので、情報の共有、関係機関の連携が必要であるということは佐藤主光先生がおっしゃるとおりでございます。例えばアクティビティの最初のところに体制整備として書いておりますけれども、具体的に言いますと子ども・若者支援地域協議会というものがおります。そこには教育委員会ですとか、児童相談所ですとか、ハローワークですとか、そういった地域のいろいろな分野の関係機関が集まって、例えば個別のケースについて情報を共有しながら、個々の御家庭、個々の子供・若者についてどう対応していくのか。そこではそういう個人情報なども共有しながら、連携を組んでやっていくということで、そういう子ども・若者支援地域協議会ですとか、あるいは子ども・若者総合相談センターということで、ワンストップでいろんな分

野に関わる問題、ここにまず相談してくださいというワンストップの相談体制を整備していく。こういったことも、個々のアクティビティの体制整備として書いてある施策に含まれております。

そして、研修のところでは、教育ならば教育、福祉ならば福祉だけに関わる分野の研修というのは何も内閣府でやる必要はないので、複合的に、貧困や障害などいろいろな課題を抱える子供・若者、その家族に対してどう対応していけばいいのか、そのための情報資源、支援資源にどのように結びつけていくのか、ということを中心にして研修事業を行っております。分野横断的な課題に対応するための研修というのが私どもの研修でございます。

最後は、ウェブを通じた意見募集というのはどれくらい出てくるものなのかということでございますけれども、昨年度でいいますとおおむね400名ほどの子供・若者がモニターとして登録してくれていまして、それぞれ年間に4回程度いろんなテーマをお示しして、例えば成年年齢が引下げになるけれども、若者の消費者被害を防止するためにどのような施策が望まれますか、とか、そういう意見募集をしております。これは、一回意見を出していただけたら、500円ではございますけれども、図書カードというインセンティブを設けてやっております。ほぼ毎回、多くの方が回答してくださっております。

以上、全部お答えが網羅できたかどうかは分かりませんが、佐藤主光先生への御質問の御回答でございます。よろしく願いいたします。

白石座長 それでは、南島先生、次によろしいでしょうか。

南島委員 南島でございます。御説明ありがとうございます。

まず、この取組自体は非常に重要なものである、価値が高いものであると思っております。それで、過去を振り返っていただいて評価書を書いていただいたわけですが、その表現がやはり今日の御説明を伺っていても難しい。「複数の官庁にまたがっている」ということと、「自治体との関係もあってで分かりやすい説明」ということにはどうやってなるのかなということを思いながら伺っておりました。それで、お伺いしたいのはこれなんですけれども、過去を振り返っていただいて総合評価をやっていただいているわけですが、その「課題」のところですね。評価書のほうにも書いていただいておりますけれども、「課題」のところでは様々な反省点を吸収して新しい大綱を組み立てられたということが書かれているのですが、「何がキーポイントだったのか」ということがちょっと読み取りにくいので、「ここが大事だったのだ」、「ここを特に補強しました」という御説明が、もしいただけるとすれば多少分かりやすくなるのかなと思いながら伺っておりました。

補足がありましたらお願いいたしたいと思っております。

白石座長 リプライをお願いいたします。

御厩参事官 ありがとうございます。

こちらのほうは、今回の子供・若者育成支援推進大綱、第3期の大綱の中で最初の部分で子供・若者を取り巻く現状と課題というところでかなり詳しく展開しております。大き

な建付けとしては、子供・若者を取り巻く環境、社会を大きく5つに分けまして、家庭、学校、地域、働く場、そしてインターネット空間という、この5つの場ごとに今のような現状になっていて、どのような課題があって、それに対してこういう方向で対応すべきだということで整理をしております。

そして、そこで見出される課題の中でやはり一番大きな課題、一丁目一番地は何なのかということで、今回の新しい大綱の中では子供・若者の生命、安全の確保としております。自殺者が過去最多になったということもありまして、まずは命を落とさない。子供・若者の命を守る。ここがまず最も重要な課題であるといったようなことを大綱自体に織り込んでありますので、そういうことにうまくつながるような記載をもう少しこのペーパー上も考えたいと思います。ありがとうございました。

白石座長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして青少年企画担当からのヒアリングは終了としたいと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、男女共同参画ということで、男女共同参画局より御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

大部補佐 それでは、男女共同参画局から御説明させていただきます。

最初に評価書、旧スキームに基づく総合評価についての御説明を2点差し上げて、その後ロジックモデルを新しくつくったものについて御説明いたします。

最初の総合評価ですけれども、資料1の19ページ目から始まっております。1つ目の評価対象施策が「男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進」ということで、我々男女共同参画局の施策全体に関わる大きな評価項目ということでございます。

男女共同参画施策全般は、男女共同参画基本計画という5か年の大きな計画に基づいてやっております。第4次の計画期間が平成27年から令和2年まででございました。それで、その第4次共同参画基本計画においては数値目標を90ほど定めておりました。別添2ということで、ざっとつけておりますけれども、その進捗状況を昨年12月に確認したところでございます。目標を達成した項目が約3割でございまして、残りについては進捗はしているのですけれども、目標達成には至っていないということで、道半ばにあると認識してございます。

その評価結果も踏まえまして、昨年、令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画、新しい基本計画を策定いたしましたので、その中で成果目標の見直しを行って、現在新しい計画に基づいて施策の推進をしているという状況でございます。

1点目の総合評価については、以上でございます。

花咲推進課長 2点目の総合評価について、推進課長をしております花咲のほうから説明させていただきます。

「仕事と生活の調和の推進」ということで、ワーク・ライフ・バランスに関しましては

ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針というものに基づいてこれまで進めてまいりました。実際に目標を幾つか立てておりました、36ページのほうにその設定された指標の動向等についてまとめた紙をつけさせていただいておりますけれども、未達成のものも残念ながらありますのですが、就業率や放課後児童クラブの数などは目標をきっちり達成しておりますし、また、未達成なものに関しましてはフリーターの数や第一子出産前後の女性の継続就業率などにつきましてはかなり進捗してまいりましたので、評価部会で評価点検していただき、連携して推進してまいりましたことから、一定程度の成果は得られているものと考えております。

続きまして、ロジックモデルについて御説明させていただきたいので、資料2の5ページを御覧いただけますか。施策名として「男女共同参画基本計画の作成・推進」ということでロジックモデルを作成させていただいております。そちらにございますような解決すべき問題・課題を踏まえまして、施策目標につきましては男女共同参画社会基本法から引用しまして、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と設定させていただいております。測定指標につきましては、「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合を設定しております。

この目標、インパクトを達成するための、まずアウトカム、第2段階アウトカムですが、計画の中で定めております3つの分野を記載させていただいております。1点目が、あらゆる分野における女性の参画拡大でございます。2点目が、男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現、そして最後が男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備としております。

まず1点目のあらゆる分野における女性の参画拡大ですが、そのあらゆる分野の中身につきましては第1段階アウトカムのほうに書かせていただいております。政治分野、行政分野、企業、地域といった分野を指しております。

その政治分野と行政分野に関しましては、アクティビティといたしまして、まず国・地方公共団体において「見える化」をしてまいります。その結果、実際には「見える化」マップを作成したり、「見える化」のサイトで状況を公表してまいります。また、政治分野に関しましては、内閣府から各政党へ候補者の割合に関して要請をしてまいります。それらにより、政治分野における男女共同参画の推進や、行政分野における女性の参画拡大というものを進めてまいります。

これらの測定指標につきましては、そこにございますように選挙の候補者に占める女性の割合や、国家公務員、地方公務員の各役職段階に占める女性の割合と設定させていただいております。

続きまして、企業における女性の参画拡大に関して御説明いたします。アクティビティに記載のとおり、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対して加点点評価する取組を行っております。そこで、アウトプットといたしまして、その女性活

躍推進に取り組んでいる企業に対する認定制度である、えるぼし認定などの取得を促進してまいります。

その結果、企業における女性の参画拡大を進め、その測定指標としては民間企業の各役職団体に占める女性の割合と設定させていただこうと思っております。

最後に、地域における男女共同参画女性活躍の推進でございますが、アクティビティにあるとおり、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組の財政的支援を行ってまいります。その結果、地域におきましては女性活躍推進に資する取組が実施されることとなりますことから、参考指標といたしまして、この交付金を利用して事業を行っている都道府県数というものを設定させていただいております。

結果、地域における男女共同参画等が推進され、測定指標に関しましては地域における10代から20代女性の人口に対する転出超過数の割合と設定させていただこうと思っております。

第2段階アウトカムの2つ目の柱、男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現につきまして御説明させていただきます。この中身につきましてまたさらに2つの柱に分かれておりまして、1点目が女性に対するあらゆる暴力の根絶、2点目が防災の関係となっております。

まず暴力の根絶ですけれども、1点目、アクティビティにあるとおり、性犯罪被害者等が適切な支援を受けられる体制整備のための地方公共団体の取組を支援してまいります。具体的には、アウトプットといたしましてワンストップ支援センターの運営の安定化や被害者支援機能の強化を図ってまいります。その測定指標につきましては、ワンストップ支援センターや支援拠点等の設置件数とさせていただいております。

また、もう1点、暴力の中でDV被害というものがございすけれども、それに対しましてもDV被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組に対する支援を行ってまいります。この結果、アウトプットといたしまして、DV被害者等に対する支援が充実していくと考えております。

また、安全・安心な暮らしの実現のもう一つの柱、先ほど申し上げた防災ですけれども、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン、実践的学習プログラムの活用徹底を図ってまいります。

その結果、アウトプットといたしまして、女性の視点からの災害対応についての理解の促進の取組が実施されることになると考えております。その結果、アウトカムといたしまして、女性の視点の反映による災害対応力の強化が図られると考えております。

最後の第2段階アウトカムの3つ目の柱、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備でございます。これに関しましては、アクティビティといたしまして性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスの解消に係る広報啓発を行ってまいります。

具体的に、各種調査を実施したり、あとは男女のアンコンシャス・バイアスに基づいて、

看護師さんだったら女性でしょうとか、そういったものを廃するための「フリーイラスト」をホームページで配布したりしております。そのため、参考指標といたしまして、男女局のホームページのPV数を設定させていただいて、こういったことを通じて意識の浸透を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、裏のページを御覧ください。青いものは今、御説明したものと同一のものでございます。これ以外に、一般企業の労働者に対する取組としては厚生労働省が女性活躍推進法の施行を担っております。また、次世代育成支援の観点で、育児休業の取得促進といったことに関しても厚生労働省で担っております。

また、安全・安心な暮らしのための暴力の根絶という意味では、性犯罪者に対する再犯防止施策は法務省でさらなる充実を図っていくことになっておりますし、または安心な暮らしという意味でひとり親家庭に対する養育費の取決めを行うことによって、ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくりに法務省でも取り組んでいるところでございます。

また、一番下になりますけれども、文部科学省のほうで次世代のライフプランニング事業ということで、学校教育段階からの意識の醸成を図っております。

こういったことを全て一体的に取り組むことによって、それを内閣府が後押しすることによって、男女共同参画の推進を図ってまいります。

以上でございます。

白石座長 御説明いただきました。

それでは、先生方からコメント、質問をよろしく願います。

では、佐藤徹先生願います。

佐藤（徹）委員 ありがとうございます。ロジックモデルの部分で1点だけ質問させていただきます。

内閣府がつくられて公表されている「見える化」マップについてなのですが、アウトプットのところで「見える化」マップを作成したり、あるいは「見える化」サイトを公表する。その結果、アウトカムの一つとして行政分野における女性の参画拡大ということになっているんですね。

先ほど事務局から、できる限りロジックはシンプルにするんだという御説明があったのですが、私はこれを見ても、マップを作成したり、サイトを公表したら、どうして行政分野で女性の参画拡大につながっていくのか。その因果関係の距離がちょっと遠いなというふうに思ったので、その辺りをもう少し補足的に説明いただけたらと思います。よろしく願います。

白石座長 では、リプライを願います。

高橋補佐 男女共同参画局推進課の高橋と申します。

今の佐藤徹先生からの御質問の件なのですが、やはり「見える化」マップはどのようなものかと申しますと、例えば地方公共団体のそれぞれの県の議会に占める女性の活動を視覚的に分かるように示したのがマップでございます。

それから、「見える化」サイトは、女性活躍推進法という法律があって、それに基づいてそれぞれの行政機関が、育休の取得率ですとか、管理職に占める女性割合を公表しているわけですが、そういうことが一覧化できるようなサイトになっております。

こういうものを示すことによって、例えば地方公共団体でしたらお隣の県との競争があったりですとか、お隣の市、それからライバル視しているところとの競争関係があるわけですから、こんなところに負けたくないということで競争が働く。そのサイトですとかマップを住民の方々も見ているということで、女性活躍を進めていく。その競争意識とか、住民の方々の関心を通して、女性活躍を推進していこうという趣旨で書いたものでございます。

佐藤（徹）委員 分かりました。ありがとうございました。

白石座長 では、次に南島委員から御質問お願いいたします。

南島委員 南島でございます。御説明ありがとうございます。質問でございます。

まず感想だけ先に申し上げますと、指標をたくさんつくっていただいているので、評価の結果等については「非常に分かりやすい」、「読み取りやすいな」というふうに思いながら伺っておりました。

質問が2点ありまして、1点が有効性、効率性を一緒に書かれていて、有効性に関する指標が達成したとか、その目的の進捗があったとか、そういうことについては読み取れるのですが、効率性はどういう扱いになっているのか。「両方一緒に書かれているので分かりにくいな」というところで、補足があればお願いしたいと思っておりました。

もう一つが政治分野の関係で、これはちょっと難しいなと思っておりました。政治に関する男女共同参画の推進というのは行政機関でどういうふうにしてアプローチするのかというのは、お声がけをされているということは分かったのですが、「難しいな」と思いながら伺ってました。むしろ「国会、立法府のほうでやっていただいたほうがいいのか」というふうにも思っただけなんですけれども、どのくらいのコミットメントされているのか、もし補足があればお願いしたいと思います。

以上、2点です。

白石座長 リプライをお願いいたします。

大部補佐 まず効率性の点についてお答えというか、我々のほうが効率性というものをあまり、ほかの部局のものを今拝見しながら、こういうことかと理解している状態なんですけれども、施策の予算をこれくらい投入したことについての効率性みたいなことを考えたものですか、なかなか書きづらかったのですが、実際のところは男女共同参画関係の施策についてもほかの分野と同様、各省さんがやられる政策との関係が非常に多くて、我々内閣府だけの取組ではうまくいかないこともあるということです。

実際上は各省の施策と連携して、あるいは男女共同参画基本計画にも各省の施策を書き込んでおりますし、毎年、毎年つくっていく1年ごとの取組においても各省の施策を書き込んでいただいて、重複は当然排除いたしますし、相乗効果が発揮できるものは発揮していく

という意味では、効率性についても一定程度進展はしておりますし、今後もその観点でやってまいりたいというふうに考えております。

白石座長 ほかにいかがでしょうか。

花咲推進課長 2点目の政治分野の取組に関してお答えします。

政党への要請等を行っているほか、例えば政治分野の女性の参画拡大を阻むものとしてセクハラ問題などが指摘されております。そういったことを踏まえまして、内閣府としましては議会等で使っていただけるようなセクハラ対策の研修教材を作って、それを御利用いただきたいというふうに働きかけることで、女性の参画拡大を図れるように取り組んでまいりたいと思っております。

白石座長 それでは、南島先生のリプライは以上でしょうか。

南島委員 少しだけよろしいですか。

白石座長 お願いいたします。

南島委員 政治の答えは分かりました。ありがとうございます。

効率性に関してなのですが、我々はほかの評価書も見ていますし、建付けとしては計画をつくったり取りまとめをされたり普及啓発をされたりということ、似たような取組がある中で、書きぶりがほかのところとも何か参考になるところがあるのではないかなと思ったのでお伺いしました。「横並びで見えていますので気になった」ということであります。補足いたします。

ありがとうございます。

白石座長 それでは、次は佐藤主光委員お願いいたします。

佐藤(主)委員 ありがとうございます。

もしかしたら聞き逃したのかもしれないんですけども、ロジックモデルの最後のインパクトのところアンケート調査になっていますよね。「平等」と答えた人の割合です。でも、実質に最終的なインパクトはむしろ第1段階アウトカムにも出てきた、例えば管理職に占める女性の比率であるとか、むしろこちらのほうがハードルが高いという言い方は変ですけども、やはり最終的にはそこを目指すんじゃないかなと思ったのですが、順番的にこれは大丈夫かというか、ある意味、ハードルが高いのは第1段階のアウトカムに来ているので、最終的な目標としてはそちらのほうは数値目標としては客観性があるかなと思います。やはり「平等」と答えた人の割合というのは、どうしても主観的な判断になってしまうので、この辺りの順番は大丈夫なんですかということです。

それから、先ほど佐藤先生からも御指摘があったと思うのですが、活動実績から中目標のところはやはりちょっと距離がある感じがするので、ここはエビデンスでちゃんとつなげられるか。ロジックだけじゃなくて、エビデンスでちゃんとつなげられるかどうかということがあってしかるべきかと思いました。

以上です。

白石座長 リプライをお願いいたします。

高橋補佐 男女共同参画局の高橋でございます。

今の佐藤主光先生の御指摘はすごく本質的で、我々も悩んだところでございます。今おっしゃった女性の管理職比率は極めて重要な指標ではあるのですが、この男女共同参画基本計画は女性の登用の場面だけではなくて、女性に対する暴力をいかになくしていくのかですとか、そういった女性の安全・安心な暮らしということもかなり重視しているところでございます。

ですから、その登用のところと、安全・安心の部分と、様々な部分を含めて、最終的に社会全体が男女が平等と答えてくれるかどうかということをお我々は見たいなということで、最終的なインパクトに書かせていただいたところです。

それで、その平等感のハードルが低いのではないかとということなのですけれども、残念ながらハードルはかなり高くなっておりまして、現在、「社会全体における男女の地位の平等感」で「平等」と答えた人の割合は2割です。21.2%しか「平等」と答えていないということですので、これを我々は何とかして高めていきたいと思っているところでございます。

白石座長 ということで、佐藤主光委員、大丈夫でしょうか。

それでは、続いて田辺委員からお手が挙がっています。お願いいたします。

田辺委員 何点か御質問というか、コメントです。

1つは、このロジックモデルの中に時間軸が入っていないので、すぐできるというもの、何とかできるだろうというようなもの、それから例えば管理職の率とかはかなり時間がかかるという感じがするので、この時間軸の差を何らかの形で見せておいたほうがいいのではないかと。

例えば、DVとか災害時などというのは来年ぐらいまでにちゃんとやれよという話で、特に災害などというのはもう目の前に迫っていますし、ここがごっちゃになっているというか、時間の達成の緊迫度がちょっと分からなくて、何かの形で入れていただければ、もしかしたら指標の設定の仕方等々なのかもしれないけれども、時間軸が全然違うものが入っていませんかという気がしているので、違うものが入っているのは結構なんですけれども、何らかの形でそれを「見える化」ではなくて、分かるようにしてほしいというのが1点目です。

2点目は、あまり書いていないことはないんですけども、やはりこれは政治経済、それから社会の分野間の達成度の違いが極端なわけですね。政治は全然駄目、経済はまあまあかな、社会は少しずつ、というような感じになっていますので、この中で内閣府自身が取られる手法というのは啓発みたいな形でかなり間接的であるとは思いますが、同じ啓発でも、それから同じような方式を取るとしても、この差に対してアクションの出し方もやはり違って来るのだろうと思うんです。そこが何かロジックモデルの中に入れられないのかなというのが2番目です。

3番目は全然違う話でありまして、この最後のインパクトのところを見ると「政治的、

経済的、社会的及び文化的」と書いてあるんです。何が言いたいかというと、文化的な享受というのは何も触れていない。歌舞伎だって女性だらけ、バレエを見に行っても女性だらけ、芝居を見に行っても女性だけで、享受という点から見ると圧倒的に享受率が高いんじゃないか。製作者のほうを見ても、才能ある人はほとんどは申し上げませんけれども、かなり女性の方が多いので、文化的なところはこの全体の中で何か示しているようなものがあるのでしょうか。

もちろん大学とか、残された閉鎖社会はあるのかもしれませんが、ここに書いてあるけれども何で見ていいのか。内閣府だけの事業ではないとは思いますが、この辺は何かこんなものが入っていますよというのがあればお教えいただきたいと思います。

以上、3点でございます。

白石座長 では、リプライをお願いいたします。

高橋補佐 男女共同参画局の高橋でございます。3点、貴重な御指摘をありがとうございます。

時間軸が見えないという御指摘に関しましては、今すぐにどうすればいいかというのは思い浮かばないので、持ち帰らせていただいて何かできるか考えてみたいと思います。一応、この男女計画は5年後までに何をするかというところで測定指標を書いたものなので、全て5年後のことを書いてはいるのですけれども、何か差をつけられないかという御指摘だと思いますので考えたいと思います。

2点目の、政治、経済、社会で分野間での達成度合いですとか、難しさがばらばらなのではないか。それが分かるようにしたほうがいいということかと思うのですが、例えば政治分野に大きな課題があるというところではあるのですけれども、行政として政治にアプローチするのがなかなか難しいというところはどうしてもございまして、先ほども御指摘がありました、フルにコミットするのはなかなか難しいということで、間接的に情報を提供するですとか、政党の事務局ですとか政党の方に要請に行くとか、そういうことをやっているわけでございます。そうすると、政治分野についてもっと書けないかというのは、なかなか難しいかなというところではあります。あとは、このロジックモデルは内閣府の施策を書いてございまして、ほかの省庁のところは裏側の全体像のところの一部書いてはございますけれども、書き切れないところがたくさんございまして分かりづらくなっているなというのはあります。今すぐには改善点が見つからず、大変恐縮でございます。

大部補佐 文化につきましては、今、直ちに我々が取り組んでいる分野で大きく男女共同参画の遅れが今、指摘されているものが政治であるとか経済分野に偏っているものですから、文化について大きな取組があり、大きな支障があるかということ、そういうことではございません。

ただし、あらゆる分野に男女が共に参画していくことが重要ということでありますので、例えば団体の役員とか、そういったものについてはできるだけ偏りがないようにしていただきたいということは各方面に要請してございます。そちらは要請にとどまっております

ので、指標には表れてきていないところがございます。

それから、文化というものに関しましては、ロジックモデルでいいますと一番下の無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスとか申しますけれども、そういったものも関わっていると承知しておりまして、なかなか地域における慣行であるとか、長い歴史の経緯といったものがありますので、直ちに解消されるというか、大きく変えるということは難しいんですけれども、そうした根底にあるような思い込みについては解消していただくということを施策として取り組んでおりまして、参考指標としては一応入れているところがございます。

以上です。

白石座長 ありがとうございます。

まだもしかしたら御意見、御質問はあるかもしれませんが、先に進ませていただきたいと思います。何かありましたら、事務局のほうにメールでお知らせください。男女共同参画局からのヒアリングは以上をもちまして終了としたいと思います。ありがとうございました。

それで、最後に科学技術・イノベーション推進事務局より御説明をお願いしたいと思います。

橋爪参事官 科学技術・イノベーション担当の橋爪と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、令和2年度の政策評価の案のほうでございますが、我々の担当している部分が38ページ以降でございます。我々が行っております施策として、SIPという「戦略的イノベーション創造プログラム」、それからもう一つ、「官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)」というものを府省の枠を超えて展開をしております。

施策の概要については40ページの中ほど、5.のほうに書かせていただいておりますけれども、関係省庁で様々な研究開発が進められている中で重複、連携の橋渡しが不十分とした課題を解決するために内閣府が音頭を取って行っているプログラムでございます。

これらについて評価というものを行ってございまして、その評価結果につきましては41ページ、42ページ、43ページに書かせていただいております。全体として必要性は非常に高いということと、効率性、有効性に関する取組もしっかり行っているということを書かせていただいております。また、政策評価の結果につきましてはおおむね成果を上げているということで、それぞれ専門家の審査会等々で行いました課題評価の結果も言及しながら書かせていただいております。まず、令和2年度の政策評価の案としては、簡単ではございますが、以上のような状況でございます。

続きまして、ロジックモデルのほうの御説明をさせていただきたいと思います。

その前に、皆様のお手元に補足資料ということでお配りをさせていただいていると思い

ます。全体で7ページになるものでございます。まず、これに基づきまして、総合科学・イノベーション会議、私どもが担当している有識者及び閣僚の会議でございますが、その中で行われている活動を簡単に御紹介させていただきまして、その後、ロジックモデルの御説明に移りたいと思います。

まず補足資料の1枚目でございますが、総合科学技術・イノベーション会議、CSTIとっておりますけれども、その機能としては、国全体の科学技術を俯瞰して、各省より高い立場から総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策を企画立案し、総合調整を行っていくという役割でございます。

役割の主なものを4つ書かせていただいております。

一番上にあるものが基本的な政策の調査審議ということで、こうした機能に基づいてCSTIのほうでは科学技術・イノベーション基本計画というものをつくっております。5か年の計画で、今年度から第6期というものがスタートしております。

さらに3番目ではありますけれども、国家的に重要な研究開発の評価ということで、そうした機能も有しているところでございます。

次の2ページ目は総合科学技術・イノベーション会議の名簿でございますが、関係閣僚と有識者等から成っております。

3ページ目は、今回この政策評価に関連している部分の機能でございますけれども、国家的に重要な研究開発の評価を行うということで、評価専門調査会というものも下部組織として有しているところでございます。

4ページ目でございますけれども、先ほど申し上げましたように、第6期の新しい科学技術・イノベーション基本計画というものがこの4月からスタートしておりますが、その中でこの評価というものも非常に重要だということで、3.の(3)のところに少し抜粋を示させていただいております。中ほどぐらいでございますが、第6期基本計画について、指標を用いながら進捗状況の把握、評価を評価専門調査会において継続的に実施し、その結果を年次戦略や次期基本計画の策定に活用していくといった方針、取組が書かれています。

これに従いまして5ページ目でございますが、どういうふうに我々が進めていこうと考えているかというところのイメージでございます。この黄色の中が主に評価のところにあたりますけれども、指標をしっかりモニタリングしていく。これはまだ開発中のものもありますけれども、最終的には119の指標を目指しております。ロジックチャートもつくらせていただいて、そういったモニタリングをしながら情報やデータに基づく様々な分析を行っていくということで、その分析結果を取りまとめて、さらに左側の基本計画等々や統合戦略の改善・策定、あるいは各種戦略の改善・新パッケージの策定等に活用していく。それを実施し、さらにフィードバックさせて、また指標のモニタリング、分析結果の取りまとめ、評価というところを回していくということを考えてございます。

6ページ目が一つのイメージでございますけれども、第6期の様々な取組のうちの研究

力の強化という部分に関して、私どものほうで今、検討しておりますロジックチャートのイメージでございます。

こうしたことで、基本計画としては7ページにございますけれども、これが第6期科学技術・イノベーション基本計画の全体像でございます。この全体に関しましては、評価専門調査会のほうで先ほどのロジックモデル等を活用しながら、指標を活用しながらしっかりとモニタリング評価を行っていくということを活動として予定しているところでございます。

今回、先ほどSIP、PRISMということで申し上げましたが、この基本計画の中で、私ども内閣府のほうで直接行っている事業としては概要の左下(6)のところにありますけれども、SIPなどの推進ということで、各省の枠を超えて行う研究開発プログラムを実施しているというような状況でございます。したがって、この内閣府のロジックモデルといたしましては、その辺りを中心に書かせていただいているところでございます。

資料2のほうに移らせていただきます。我々の担当している部分は、資料2の6ページ目からでございます。政策名といたしましては「科学技術・イノベーション政策」ということでございますけれども、まずロジックモデルの施策目標としては、究極的には我々は経済社会の発展及び福祉の向上を目指しているということで、科学技術の部分に関しましては基本計画の中の目標にも挙がっておりますが、我が国の社会課題の解決に向けた研究開発の推進、課題解決先進国として世界へ貢献し、一人一人の多様な幸せの向上を図っていく。Wellbeingの向上を図っていくということが施策の目標の一つでございます。

もう一つ、御説明しないといけないのは、私どもの部局の中ではこの科学技術・イノベーション政策とともに原子力政策も担当しております、そちらのほうもやはり経済社会の発展及び福祉の向上という一つの目標に向かってやっておりますので、下の矢印が上がってくる場所は原子力の関係でございます。

説明としては上のほうからやらせていただきますけれども、戻りまして、そういった一人一人の多様な幸せの向上、Wellbeingの向上というものを図っていくために、アウトカムとしては科学技術・イノベーションでございますので、様々な研究成果というものがしっかりと社会に実装されていくということがアウトカムでありまして、それによってイノベーション力の強化を図る。こうしたところがアウトカムだと、私ども認識をしております。

そのために、どうした取組を行い、活動実績をつくっていくかと申しますと、内閣府が府省の枠を超えて研究開発プログラムを実施していくということで、SIPをしっかりと行っていくというものが1つ。それによって、SIPはその課題解決に向けて産学官でしっかりと実装まで行っていくというプロジェクトでございますので、課題解決に必要な技術開発等をしっかりと行っていく。それを実績として出して、先ほどのアウトカム、技術が社会に実装されるということにつなげていくということを考えてございます。

また、PRISMに関しましては、これについては戦略的な研究開発の実施をトップダウンで

やっていくというようなプログラムでございますけれども、これによりまして官民における研究開発をさらに進めまして、同じく社会に技術を実装していくイノベーション力を強化していくというところにつなげていきたいと考えております。

参考指標といたしましては、それぞれ課題評価ワーキンググループ、あるいはPRISM審査会等で専門的な審査を行ってまいりますので、そうした評価の結果というものを使ってまいりたいと思っております。

一番下は原子力の部分でございますけれども、こちらのほうは原子力委員会の活動、さらには原子力に関する活動についての情報収集・分析や発信等をしっかり行っていくというような活動でございますが、これらによってまずアウトプットといたしましては、原子力委員会において様々な検討が行われて、原子力に関する取組の方針が定められるわけがありますけれども、それらをしっかり公開をして行っていくというようなものを実績として考えていきたいと思っております。

これによって、アウトカムといたしましては、我が国の原子力利用に関する取組についての国内外における理解が進んで、施策の目標といたしましては原子力利用に関する行政の民主的な運営が確保されるというところを目指しております。こうしたものが、究極的にはやはり経済、社会の発展及び福祉の向上につながっていくということで、同じく科学技術の分野ということで、科学技術全般と原子力を一つにまとめた、なるべく大きくくり化したものをつくろうと苦勞しておりますので、このインパクトのところはかなり広いところにはなっているんですけれども、何とか大きくくりでやっていきたいということで先生方の御指導も受けながら我々は取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

白石座長 御説明ありがとうございました。

それでは、南島委員お願いいたします。

南島委員 御説明ありがとうございました。

なかなか政策評価でどういうところに重点を置いて御説明いただくのかというのは難しいと思っております。様々な成果がある中でどれを取り上げてPRするのかというのは難しいところだと思っておりますが、申し上げたいことはこれです。「大綱的指針」の方ですね。「研究開発評価に関する大綱的指針」の方で、「政策評価」と歩調を合わせるということが書かれているわけですね。それで、「研究開発評価」の方では政策評価の参照をしながら平仄が合うように評価をやっていきたいと思いますというお声かけをされているんだと思えますけれども、逆に「政策評価」の方で「研究開発評価」をどう説明するのかというところが課題になっているのかな、難しいのかなと思っております。

研究開発を巡ってはさらに国立研究開発法人ですとか、CSTI側の評価ですとか、いろいろな評価が回っておりますので、どういうふうに「交通整理」していったらいいのかというところが大きな課題になっているかと思うのですけれども、ぜひ科学技術・イノベーション会議や事務局のほうでこの評価の交通整理を、どこでどういう説明をしていくのか、何の

役割分担でいくのか、安定した枠組みをそろそろ構築していただけないかと思っております。

コメントでございます。以上です。

白石座長 リプライをお願いいたします。

橋爪参事官 ありがとうございます。

先生が御指摘のとおりでございます。様々に評価が行われておりますので、これをうまく相互に使いながら、研究者、評価者、あるいは被評価者に対する御負担が過度にかからないような形で進めていくというのが基本方針でありまして、大綱的指針でもその思想が貫かれていると思います。

今回、私どものほうで新しい基本計画に基づくこの分析、モニタリングという枠組みを導入していくわけでありまして、ぜひそのような中でも既存のそうした期間評価、あるいは研究開発の課題評価、それとこの政策評価の連携というのも考えてまいりたいと思います。

内閣府としての政策評価は全体は広いわけでございますけれども、どちらかという说我々が内閣府の枠組みの中で直接行っている取組を中心に政策として整理をして行っていければ、その結果をきちんとこうした内閣府、総合科学技術会議の評価・分析の枠組みにもフィードバックしていければという思いでございますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

南島委員 もう一つだけ、今のお答えを受けてということですが、SIPとかPRISMなどもそうですが、「プログラム」という概念を非常に大事にされている。ここに大きな特徴があると思うんです。それで、評価よりも「プログラム」そのものをどう大事にするのかということに軸足を置いてこれまで整理されてきたと思っております。

そうしますと、ロジックモデルも「プログラム」を表現するものなんですね。割り切ってSIPの「国家的に重要なプログラム」としてどこを見るのかとか、そういう整理をしていただくと分かりやすくなるかもしれないなと思っております。それは全体の整理の中で、政策評価で何の説明をするのかという、その説明をつけていただかないと、うまく整理はできないと思うのですが、せっかく「プログラム」というところに注目していただいておりますので、なるべくこれを大事にしていきたい。併せて、重ねてのコメントでございます。

コメントだけ伝えますので、お返事は無理には結構でございます。

白石座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、科学技術・イノベーション推進事務局からのヒアリングは以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

まだございます。最後に、旧スキーム評価書及び旧スキームにおいて目標未達成時評価方式を取っていた施策が3つあります。「国際広報の強化」「対日直接投資の推進」「内外の経済動向の分析」、以上につきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

す。

岡田補佐 内閣府政策評価広報課の岡田です。時間もございませんので、手短にしたいと思います。

資料1の83ページ以下を御覧ください。旧スキームの締めくくり評価のうち、先ほど御説明があった新スキームの第2グループ以外で今年度に評価を実施することとなっている施策について御説明をさせていただきます。

まず83ページの「国際広報の強化」でございますけれども、施策の概要としては国際広報の強化ということで、有識者との連携とか、外国語の資料の整備等のいわば海外向けの広報を行っているというものでございます。

測定指標は2つございまして、我が国に対する理解度、好感度というもので、目標値に対していずれも令和2年度は超過達成しているということで達成状況はいずれも「 」になっております。

それを踏まえまして、評価結果ですが、測定結果としては目標達成ということで、分析についてはその指標の内訳等について御説明していただいております。これを踏まえて次期目標等への反映の方向性というところで、今年度は昨年度実績以上に目標値を設定して目標達成に努めることとするというふうになっております。

駆け足で恐縮ですが、続いて84ページは総合評価でございますが、評価対象施策は「対日直接投資の推進」ということで、対象期間が平成27年度から令和2年度でございます。施策の目的としては対日直接投資を促進することで日本経済全体の成長力の強化、地域経済の活性化に貢献するというものでございます。

内閣府としては、この要旨の4.の(2)で書いてありますとおり、対日直接投資推進会議というものを開催しております。基本的には関係省庁が施策を推進していくわけでございますけれども、その状況のフォローアップを通じてこの対日直接投資を進めていくという施策でございます。

有効性のところでございますけれども、もともとここに書いてありますとおり、2020年までに対日直接投資残高を35兆円に倍増するという目標がございまして、結果としては2020年12月末時点で39.7兆円ということでその目標は達成されたということでございます。

ページを飛んでいただきまして、87ページで、その結果を踏まえまして10.の政策評価の結果の一番下のほうですけれども、新たな目標として対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比で12%とするということを目指す新たなKPIを設定したということでございます。

最後に89ページ、「内外の経済動向の分析」でございます。こちらも施策の概要はいろいろ書いておりますけれども、例えば月例経済報告等、定期的にそういった経済分析を行って成果を発表していくという取組をしている施策でございます。

下のほうにいただいて、測定指標が4つございます。上3つが報道の状況ということで個別の月例経済報告であったり、景気ウォッチャー調査、あとは世界経済の潮流と

いうものがどれだけ報道で取り上げられたのかを指標とするものです。

4. はそのホームページのアクセス件数ということです。1点、3つ目の測定指標ですが、部局のほうから説明がございまして、当初は半年平均という指標の取り方をしていたのですけれども、これは世界経済の潮流というのが年に2回公表することを前提にしていたということなのですが、より正確性を期すためにほかの指標と同様に、公表物1件当たりの紙面掲載という指標を取ることにしたということで、目標値の書き方を修正したということで報告がございましたので紹介させていただきます。

それで、それぞれの達成状況ですけれども、指標の2と4がちょっと目標値には届かなかったということですが、最終的に91ページの目標達成度合いの測定結果でございますけれども、一部届かなかったものはございますが、多くの国民に周知されているというふうに考えられることから、施策としては、相当程度進展ありということで結論づけております。

施策の分析のところでも外部要因を一部書いておられますけれども、特に測定指標4のところでも新型コロナの影響で公表物の公表が遅れたことが影響しているということなど、分析をされています。

次期目標については、今後とも記事掲載やホームページのアクセス件数の増加につながるような工夫を検討していくこととしたいということにしています。

以上が旧スキームの施策でございまして、もう一つ細かい点ですけれども、参考資料2のほうを御覧いただきまして、参考資料の2の締めくくり評価実施年度のところで印がついている施策があるかと思えます。こちらについては、旧スキームの中で目標を達成しなかった場合に評価を実施するというところがございますが、今年度対象になるものが5施策ございますけれども、1.の公文書のもの以外についてはそれぞれ目標達成している旨、部局から報告がございました。1.については、現在その目標の達成状況の数値を集計中ということで、その結果をもって評価の実施の有無を判断する予定であるということでございます。

駆け足になりましたけれども、私からの御説明は以上でございます。

白石座長 それでは、南島委員から御質問をお願いいたします。

南島委員 手を挙げているのは、先ほど下ろすのを忘れていたのでございます。失礼いたしました。

白石座長 分かりました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。旧スキームについての御説明でしたが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、時間もありませんけれども、今回の議題全般についてほかに御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ということで、様々な御意見をいただきました。どうもありがとうございます。当懇談会としての意見等の取扱いにつきましては、旧スキーム評価書については座長のほうに御

一任いただきたいということで、事務局と相談して修正するということとさせていただきます。ロジックモデルにつきましては、こちらも様々に御意見がありましたけれども、事務局において各部局と連携しつつ、本日いただいた御意見を踏まえた修正と、修正されたロジックモデルに基づいて事前分析表の作成を進めていただく。それで、次回の懇談会で議論することとしたいと思います。以上の進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、以上で議事は終了ということで、事務局のほうにお返しいたします。

笹川課長 先生方、長時間にわたりまして御議論いただきましてありがとうございます。

次回懇談会でございますけれども、先ほど座長からもお話がありましたとおり、修正したロジックモデルと、それに基づく事前分析表等を議題といたしまして、8月11日、水曜日でございますけれども、開催ということで、詳細につきましては追って御連絡申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして懇談会を閉会いたします。本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。